[別紙 1] 日本財団の主な造船関係貸付事業の概要

【設備資金・一般運転資金貸付制度】

1）貸付資金種類：

[設備資金] 船台、ドック・工場・事務所・機械・船舶などの設備に必要とする資金、及び、土地取得資金（造船関係事業の用に供しない土地は対象外)、鉄道・運輸機構との共有船建造資金

[一般運転資金] 資材仕入・販売・加工・製造・諸経費支払いに必要な資金

2）貸付期間：設備資金／15 年以内、一般運転資金／5 年以内

3）融資利率（事業者向け)：年 1.9%以内（全期間固定金利、6 カ月後払い）

4）利用対象者：造船業・造船関連工業・海運業（鉄道・運輸機構共有船建造資金に限る)・マリーナ等の事業者

5）貸付金限度額：設備資金／20 億円・一般運転資金／10 億円、所要資金額の 80%以内

【低・脱炭素船舶建造資金貸付制度】（2026 年度の募集予定額は 150 億円/年　内訳 : 新燃料船建造　100 億円、新燃料船以外の船舶建造　50 億円）

1）融資対象者：新燃料船（LNG・アンモニア・水素を主機関の燃料とする船舶)、又は海事産業強化法に基づく「特定船舶導入計画」認定を受けた船舶を建造する事業者

2）融資金の限度額 : 所要資金の 80%以内（鉄道・運輸機構の共有船は機構の持ち分を控除した金額以内)で新燃料船は 1 隻 20 億円以内、1 事業者 1 年度 20 億円以内。新燃料船以外は 1 隻 10 億円以内、1 事業者 1 年度 10 億円以内

3）事業者への融資利率：0%（無利息融資)

4）償還期限：4 年以上 18 年以内。当初 3 年 6 カ月以上 4 年以内の元金返済の据置期間あり

5）取扱経費：財団から取扱金融機関に、融資残高に対し年 1.0%＋消費税を支払う